

令和6年3月21日

保護者のみなさま
新入生のみなさん

大阪府立咲くやこの花高等学校
生活指導部

学校生活における生活指導上の一般的な規則について

1. 身だしなみ

登下校時や授業時は、制服を着崩すことなく着用してください。本校指定外の衣類の着用（防寒着は除く）は禁止のため、着用していた場合は預かる場合があります。また、制服を故意に加工・変形させた場合は再購入を促します。装飾品（ピアス・ネックレス・イヤリング・指輪など）も学校生活に不必要のため禁止とします。

2. 頭髪および化粧

頭髪加工は一切禁止とし、染色や脱色などの虚飾をしないでください。パーマ・極端な刈り上げや編み込み、エクステやウィッグ・縮毛矯正についても指導対象とします。頭髪加工を施した場合、自然な状態に戻るまで継続的に指導を行います。

化粧についても一切禁止とします。これに類する行為をしてきた場合は改善指導の対象となります。色付きのリップクリームや色付きの日焼け止めなどは、化粧をしていると誤解される場合があるため、紛らわしい行為をしないようにしてください。

3. 校内での日常生活

規則正しい生活を身につけて、遅刻や欠席のない学校生活を心がけてください。登校時間は8時25分まで（自転車通学生徒は8時20分まで）となっています。遅刻をした場合は、生活指導上の指導対象とし、早朝登校指導などを行っています。

スマートフォンの使用を限定的に許可していますが、決められたルールに従って扱うようにしてください。現在、SNSの不適切な使用によるトラブルが多発し、重大な問題に発展するケースが度々起こっています。そのようなことを未然に防ぐためにも、節度ある行動を心がけてください。

4. 交通

各種交通機関で遅延などが発生した場合は、最寄り駅で遅延証明を受け取り、登校時に生活指導部に提示してください（WEB証明も可）。提出ができない場合は、通常の遅

刻として扱い指導対象になることがあります。

5. 通院

登校前にやむを得ず通院する場合は、必ず保護者が学校へ電話連絡（classiも可）をするとともに、登校時に通院したことを証明できるもの（領収証やレシートなど）を生活指導部に提示してください。提出ができない場合は、通常の遅刻として扱い指導対象になることがあります。

6. 自転車通学

自転車通学を希望する場合は、必ず生活指導部の許可が必要のため、無断で乗車することのないようにしてください。交通法規違反や乗車マナーなど、ルールを守れない場合は許可を取り消す場合があります。ヘルメットの着用に協力してください。

7. 特別指導（懲戒処分）

本校生徒としての本分を忘れ、生活指導上の規定に反する行為（下記参照）を行った場合は、その大小に関わらず生徒指導を行います。場合によっては特別指導（訓告・停学・退学など）の対象となります。

- ・喫煙（所持・同席含む。喫煙具には、タールやニコチンを含まない電子タバコ・ライター・マッチ、その他類似品なども含む）
- ・飲酒（所持・同席含む。ノンアルコール飲料なども同様とする）
- ・人権侵害行為（いじめ、SNSの不適切な使用（誹謗や中傷、なりすまし、悪質な画像の投稿など））
- ・不正行為（定期考査でのカンニングや改ざんなど）
- ・怠学（授業のエスケープや度重なる無断欠席など）
- ・オートバイや自動車などの乗車
- ・交通法規違反（二人乗り、ながら運転、モベットなどの特殊な乗り物の使用、不法駐輪など）

※入学時に配付される「生徒手帳」を合わせて熟読するようにしてください。

※相談が必要な場合は、担任を通じて生活指導部に申し出てください。

※その他の生活指導に関わる内容については、適宜学校として判断し指導を行います。

令和6年度 基本的な生活指導上のルールについて

新学期が始まり高校生としてスタートを切ります。中学校との違いを理解し、学校生活が充実してより良いものにするためにも、ルールを厳守して行動するようにしてください。

1 服装・身だしなみ

- ◆登下校時や授業時は、制服を着崩さず着用してください。ネクタイの緩め過ぎやスカートを短く履くなどを行わないでください。
- ◆制服の加工は禁止していますので、加工した場合は買い替えの対象となります。また、身体の成長に伴い規定の長さから著しく逸脱する場合は、再購入を促す場合があります。
- ◆装飾品（ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪など）は禁止しています。着用していたり指示に従わない場合は、預かり指導を行います。

2 化粧・頭髪加工について

- ◆健康面や衛生面などの観点から、化粧や頭髪加工は禁止しています。また、これらに類する行為（つけまつげ・カラコン・色付きリップ・エクステ・ウィッグ・アイロンによる巻き髪・マニキュアなど）も同様とします。このような行為を行ってきた場合は、改善指導の対象となります。
- ◆頭髪加工とは、染色・脱色・パーマ・奇抜なヘアスタイル・縮毛矯正などを指し、このような行為を行った場合は、元の状態に戻るまで継続的に指導を行います。

3 遅刻指導について

- ◆登校時間は8:25までに正門を通過（自転車通学者は8:20までに通用門を通過）しなければ、生活指導上の遅刻扱いとなり指導対象となります。
- ◆原則、いかなる理由であっても遅刻をすれば早朝登校指導（8:10までに登校）を行います。
- ◆やむを得ず遅刻・欠席・通院などをする場合は、始業時間（8:30）までに担任へ電話またはclassiで連絡してください。無断の場合は様々なところで迷惑をかけてしまいます。
- ◆遅刻をした場合は、かならず生徒指導室へ立ち寄り所定の手続きを行ってください。無断の場合は指導の対象となります。
- ◆交通機関で遅延が発生して遅刻をした場合は、かならず遅延証明と定期券を生活指導部に提示してください（web可）。確認が取れた場合は遅刻扱いを免除します。
- ◆やむを得ず登校前に通院し遅刻する場合は、それを証明できるもの（領収書や処方せんなど）を生活指導部に提示してください。確認が取れた場合は早朝登校指導を免除します。
- ◆遅刻指導は、回数に応じて指導内容を強化しています。教室掲示をよく確認しておいてください。

4 スマホの扱いについて

スマホの使用は限定的に許可しています。ただし、好き勝手に使ってもよいということではありません。節度を守り、ルールやマナーの範囲内で適切に扱うようにしてください。

- ◆使用できる時間帯は、授業間の休み時間・昼休み・放課後とします。
- ◆使用できる場所は、HR教室・授業時の移動教室・教員から指示のあった部屋などとします。
- ◆校内での通話は厳禁とし、どうしても必要な場合は教員の指示に従ってください。
- ◆指定外の場所での使用や、画像・動画機能の悪用、SNSの不適切な使用があった場合は嚴重指導の対象とします。

5 飲食マナーについて

- 校内での衛生面の観点から、次のことを守るようにしてください。
- ◆飲食可能な場所は、HR教室・食堂・各フロアの情報スペースとします。
- ◆廊下などでの食べ歩きや飲み歩き、ガムを噛む行為は一切禁止とします。
- ◆間食について特に指定はしませんが、ゴミや食べかすなどの処理について十分注意してください。また、授業に支障をきたさないよう配慮してください。
- ◆食堂の利用の仕方について、2限目の休み時間より昼食の予約販売が始まります。軽食類については、食べ歩きのないようにしてください。デザート類の持ち出しは厳禁とします。
- ◆自動販売機の使用は、休み時間であればいつでも可能です。ただし、飲み歩きなどのないようにしてください。

6 自転車利用者について

- ◆交通ルールを順守し、事故などにはくれぐれも注意してください。もし、事故やトラブルに巻き込まれた場合は、速やかに生活指導部に報告するようにしてください。
- ◆ヘルメットの着用が努力義務となったため、乗車の際着用するようにしてください。
- ◆交通ルールに反する行為（二人乗りやながら運転など）をしていた場合は、自転車通学許可を取り消す場合があります。二人乗りについては、同乗者も指導対象とします。
- ◆雨天時はレインコートを着用して乗車するか、公共交通機関を利用するなど、安全には十分留意してください。

7 特別指導（懲戒処分）について

高等学校では、生活指導上の規定に反する行為を行った時に懲戒処分（停学や退学など）を行うことがあります。行動には十分責任を持ち、集団生活における秩序を乱すことのないよう心がけてください。

- 安全面に留意して指導するもの
 - ・・・単車通学、無免許運転など
- 健康面に留意して指導するもの
 - ・・・喫煙や飲酒（所持・同席含む）など
- 学習環境維持・向上のために指導するもの
 - ・・・けんか、指導不服従、授業妨害など
- 人権尊重のために指導するもの
 - ・・・いじめ、暴力や暴言、SNSの不適切使用
- ルールを守らせるために指導するもの
 - ・・・迷惑行為、不正乗車、窃盗、万引きなど
- 教務規定に留意して指導するもの
 - ・・・不正行為（カンニングや改ざん）など
- ◆問題事象の大小に関わらず、問題行動が発生した場合はかならず生活指導を行います。
- ◆上記に記載のない生活指導に関する問題行動については、適宜学校として判断し指導します。

諸注意

1. 忌引による服喪日数は次の通りである。
- | | |
|-----------|----------|
| 父母 | 7日 |
| 祖父母、兄弟姉妹 | 3日 |
| 曾祖父母、伯叔父母 | 2日 |

生活指導関係

1. 服装・頭髪規定について

(1) 服装

- ①服装は、質素・清潔・端正を重んじ、常に本校生徒として品位を保つこと。
- ②本校指定の制服（セーターやベストを含む）を正しく着用すること。11月上旬～4月下旬の期間は、ブレザーとネクタイの着用を義務付ける。また、上着を脱いだ時もネクタイを着用しなければならない。
- ③制服併用期間の5月上旬から10月下旬では、本校指定の制服であれば気候に応じて自由に選択することができる。なお、この期間にブレザーを着用する場合、特別な指示がなければノーネクタイでも構わない。
- ④制服の不必要な加工・変形は一切禁止とし、場合によっては再購入を促す場合がある。
- ⑤スカートの丈は、膝が隠れる程度とする。ズボン、腰の下部（腰履き）で着用してはいけない。
- ⑥身体の成長により、規定より著しく長さが逸脱するものに関しては、再購入を促す場合がある。
- ⑦防寒具（コート、マフラー、手袋など）、靴、カバンについて特に指定はないが、①項に留

ただし、諸事情によりやむを得ない場合は、必ず保護者から学級担任、生活指導部へその旨を届け出ること。様式は、生活指導部が発行する「運転免許取得許可願」を用いること。

- ⑦アルバイトについて、学業優先のため原則禁止とする。ただし、生活上やむを得ない場合は、必ず保護者から学級担任、生活指導部へその旨を届け出ること。様式は、生活指導部が発行する「アルバイト許可願」を用いること。
- ⑧スマートフォンなどの電子機器の使用について、授業間の休み時間、昼休み、放課後とし、通話は原則禁止する。使用する際は、定められたルールを必ず守ること。マナー違反があった場合は指導の対象とし、場合によって使用を認めない場合がある。
- ⑨校内での飲食について、飲食場所は原則、「H R教室」「食堂」とする。廊下などでの立ち食いや立ち飲みなどのマナー違反があった場合は、指導の対象とする。また、ガムについては一切禁止する。
- ⑩本校生としての本分を忘れ、生活指導上の規定に反する行為（下記参照）をおこなった場合は、特別指導（停学等含む）の対象とする。
喫煙や飲酒（所持・同席含む）
考査時の不正行為

器物破壊
暴力・暴言行為
人権侵害（いじめ）行為
怠学（授業のエスケープや度重なる無断欠席等）

- SNSによる不適切な行為（誹謗・中傷、なりすまし、画像投稿等）
- ⑪各種電子タバコ（タール・ニコチン等を含まない物も含む）について、喫煙を助長する恐れがあり高校生として使用するに相応しくない物とし、「喫煙と同等」の指導対象とする。

その他、本校生として相応しくない行為 他

- ※上記 1, 2 について、相談等がある場合は、担任もしくは生活指導部に申し出ること。
※上記 1, 2 以外にも、生活指導に関わる内容については、適宜学校として判断し、指導する場合がある。

意すること。サンダルやブーツ、ヒールの高い靴（厚底含む）やそれに類似する履物は禁止とする。

- ③防寒具の着用は登下校時のみとし、校内では原則着用不可とする（職員室等に入室する際も同様）。なお、コート等の防寒着はブレザーを着たうえで着用すること。
- ④儀式時の服装について、その都度指示に従い着用すること。
- ⑤やむを得ない理由により正規の制服を着用できない場合は、異装許可を申請しなければならない。生徒手帳の「諸願届欄」に必要事項を保護者に記入してもらい、生活指導部に確認を受けること。
- (2) 身だしなみ（頭髪・化粧・装飾品など）
 - ①頭髪について、パーマ・染色・脱色などの虚飾、極端な刈り上げ（モヒカン刈り、剃り込み、模様を表現するようなもの含む）など、一切の頭髪加工を禁止する。
 - ②頭髪加工を施した場合は、自然な状態に戻るまでの一定期間、継続的に改善指導をおこなう。
 - ③化粧については一切禁止とする。化粧には、つけまつげ（まつげエクステ）、カラーコンタクトレンズ（ふち有りカラーコンタクト含む）、カラーリップなども含む。

④日焼け止めを使用するときは、透明色（または肌と同系色）のものを使用すること。

- ⑤ピアス（透明ピアスを含む）・指輪・腕輪・ネックレスなどの装飾品の着用は禁止とする。
- 学校生活規定について
- ①遅刻や欠席をする場合は、始業時間（8時30分）までに必ず学級担任へ連絡をすること。
 - ②遅刻をした場合は、いかなる理由であっても生徒指導室に立ち寄り、生活指導部で遅刻カードを記入しなければならない。その後、入室願を学級担任または教科担当へ提出すること（2限目以降も同様。ただし、30分以上授業を受けなければ欠課扱いとなる）。
 - ③各種交通機関で延着が発生した場合、最寄り駅で延着証明（web 証明も可）を必ず受け取り登校時に生活指導部に提示すること。延着証明を受け取ることができなかった場合はその旨を必ず申し出ること。
 - ④自転車通学希望者は、自転車保険に加入した上で、所定の手続き後、生活指導部の許可を得る必要がある。なお、交通ルールやマナー違反を繰り返した場合は、取り消し処分を科す場合もある。登下校時はヘルメットを着用すること。
 - ⑤自動車や自動二輪車の運転は禁止する。
 - ⑥運転免許の取得についても原則禁止とする。

生徒心得

1. 服装・頭髪規定について

(1) 服装

- ①服装は、質素・清潔・端正を重んじ、常に本校生徒として品位を保つこと。
- ②本校指定の制服(セーターやベストを含む)を正しく着用すること。11月上旬～4月下旬の期間は、ブレザーとネクタイの着用を義務付ける。また、上着を脱いだ時もネクタイを着用しなければならない。
- ③制服併用期間の5月上旬から10月下旬では、本校指定の制服であれば気候に応じて自由に選択することができる。なお、この期間にブレザーを着用する場合、特別な指示がなければノーネクタイでも構わない。
- ④制服の不必要な加工・変形は一切禁止とし、場合によっては再購入を促す場合がある。
- ⑤スカートの丈は、膝が隠れる程度とする。ズボンは、腰の下部(腰履き)で着用してはいけない。
- ⑥身体の成長により、規定より著しく長さが逸脱するものに関しては、再購入を促す場合がある。
- ⑦防寒具(コート、マフラー、手袋など)、靴、カバンについて特に指定はないが、①項に留意すること。サンダルやブーツ、ヒールの高い靴(厚底含む)やそれに類似する履物は禁止とする。
- ⑧防寒具の着用は登下校時のみとし、校内では原則着用不可とする(職員室等に入室する際も同様)。なお、コート等の防寒着はブレザーを着たうえで着用すること。
- ⑨儀式時の服装について、その都度指示に従い着用すること。
- ⑩やむを得ない理由により正規の制服を着用できない場合は、異装許可を申請しなければならない。生徒手帳の「諸願届欄」に必要事項を保護者に記入してもらい、生活指導部に確認を受けること。

(2) 身だしなみ(頭髪・化粧・装飾品など)

- ①頭髪について、パーマ・染色・脱色などの虚飾、極端な刈り上げなど、一切の頭髪加工を禁止する。
- ②頭髪加工を施した場合は、自然な状態に戻るまでの一定期間、継続的に改善指導を行う。
- ③化粧については一切禁止とする。化粧には、つけまつげ(まつげエクステ)、カラーコンタクトレンズ(ふち有りカラーコンタクト含む)、カラーリップなども含む。
- ④日焼け止めを使用するときは、透明色(または肌と同系色)のものを使用すること。
- ⑤ピアス(透明ピアスを含む)・指輪・腕輪・ネックレスなどの装飾品の着用は禁止とする。

2. 学校生活規定について

- ①遅刻や欠席をする場合は、始業時間(8時30分)までに必ず学級担任へ連絡をすること。
- ②遅刻をした場合は、いかなる理由であっても生徒指導室に立ち寄り、生活指導部で遅刻カードを記入しなければならない。その後、入室願を学級担任または教科担当へ提出すること(2限目以降も同様。ただし、30分以上授業を受けなければ欠課扱いとなる)。

- ③各種交通機関で延着が発生した場合、最寄り駅で延着証明(web 証明も可)を必ず受け取り登校時に生活指導部に提示すること。延着証明を受け取ることができなかった場合は、その旨を必ず申し出ること。
- ④自転車通学希望者は、自転車保険に加入した上で、所定の手続き後、生活指導部の許可を得る必要がある。なお、交通ルールやマナー違反を繰り返した場合は、取り消し処分を科す場合もある。登下校時はヘルメットを着用すること。
- ⑤運転免許を取得した場合は、必ず保護者から学級担任、生活指導部へその旨を届け出ること。様式は、生活指導部が発行する「運転免許取得届」を用いること。
- ⑥アルバイトについて、学業優先のため原則禁止とする。ただし、生活上やむを得ない場合は、必ず保護者から学級担任、生活指導部へその旨を届け出ること。様式は、生活指導部が発行する「アルバイト許可願」を用いること。
- ⑦スマートフォンなどの電子機器の使用について、授業間の休み時間、昼休み、放課後とし、通話は原則禁止とする。使用する際は、定められたルールを必ず守ること。マナー違反があった場合は指導の対象とし、場合によっては使用を認めない場合がある。
- ⑧校内での飲食について、飲食場所は原則、「HR 教室」「食堂」とする。廊下などでの立ち食いや立ち飲みなどのマナー違反があった場合は、指導の対象とする。また、ガムについては一切禁止とする。
- ⑨本校生としての本分を忘れ、生活指導上の規定に反する行為(下記参照)をおこなった場合は、特別指導(停学等含む)の対象とする。
喫煙や飲酒(所持・同席含む) 考査時の不正行為 器物破損 暴力・暴言行為
人権侵害(いじめ)行為 怠学(授業のエスケープや度重なる無断欠席等)
SNS 等による不適切な行為(誹謗・中傷、なりすまし、画像投稿等)
- ⑩各種電子タバコ(タール・ニコチン等を含まない物も含む)について、喫煙を助長する恐れがあるため、「喫煙と同等」の指導対象となる。

※上記1, 2について、相談等がある場合は、担任もしくは生活指導部に申し出ること。

※上記1, 2以外にも、生活指導に関わる内容については、適宜学校として判断し、指導する場合がある。

令和6年10月更新

生活指導部

ご入学おめでとうございます。入学から卒業されるまでの間、学校生活を有意義に送っていただくため、ご家庭と学校との連携を深めていくことが重要であると考えております。ご入学にそなえ、次の項目に関しましてご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 基本的生活習慣について

本校の始業時間は午前8時30分です。余裕をもって登校するように日常の指導を行っています。生活指導部では8時25分までに正門を通過していない場合は「遅刻」扱いとしています。

各種交通機関で延着が発生した場合は、最寄り駅で必ず「延着証明」を受け取り、登校時に生活指導担当教員まで提示するようにしてください。「延着証明」を受け取ることができなかった場合は、各種交通機関の web 証明等でも可としています。

2. クラブ活動参加について

人間関係を学びながら心身を鍛錬し、特技を磨く絶好の機会です。運動系、文化系ともに積極的な参加を勧めています。(特別活動部が担当しています。)

3. 制服、頭髪などについて

本校では、特別な理由のない限り指定の制服(ブレザー、カッターシャツ、ネクタイ等)の着用を義務付けています。また、制服の不必要な加工や身体の成長によるもの等により、規定の長さから著しく逸脱するものに関しては、再購入を促す場合があります。

頭髪については、染色や脱色、加工(パーマやエクステンション、極端な刈り上げ等)は禁止としています。違反があった場合は改善指導を行いますので、ご理解のうえご協力をお願いします。一度染色等をする、卒業するまで継続的な指導を行うこととなります。くれぐれも頭髪の染色や加工等をしないよう、ご家庭においてもご指導くださいますようお願いいたします。

また、装飾品(ピアス・ネックレス・指輪等)や化粧品(カラーコンタクト・カラーリップ等含む)についても、学校生活には不必要のため禁止とします。

4. 携帯電話の取り扱いについて

スマートフォン等の電子機器の使用を限定的に認めていますが、校内での通話等は一切禁止としています。歩きながら操作する等のマナー違反があった場合は嚴重指導を行いますので、ご理解のうえご協力をお願いします。また、緊急時の生徒への連絡につきましては、直接学校までご連絡をお願いします。

5. 貴重品について

盗難や紛失を防ぐために、多額の現金や貴重品は学校に持って来させないようにしてください。やむを得ず所持する場合は、担任または教科担当の先生に預けるようにしてください。

6. 特別指導について

本校では、「問題行動{喫煙や飲酒(ニコチンやタール等を含まない電子タバコ類や、ノンアルコール飲料を含む)}、暴力や暴言行為、器物破損、不正行為、いじめ、SNS 等の不適切な使用等」に対しまして、「特別指導(訓告、停学、退学を含む)」を行います。ご家庭におかれましては、高校生としての自覚を持ち責任ある行動ができるようご指導ください。また、問題行動があった場合は、保護者の方に来校していただくこともあります。その際にご協力くださいますようお願いいたします。